

秘密保持契約書

株式会社〇〇（以下「貴社」という）と、貴社に雇用される私（以下「私」という）は、秘密情報の取扱いについて、以下のとおり契約を締結する。

第1条（秘密情報の定義）

本契約において秘密情報とは、以下の情報をいう。

- 1 経営上の重大な秘密ならびに職務上知り得た個人情報
- 2 顧客および取引先に関する情報
- 3 開発、製造および販売における企画、技術資料、原価、価格決定等に関する情報
- 4 財務、人事等に関する情報 5 前各号のほか、貴社が特に秘密保持の対象として指定した情報

第2条（秘密情報の報告および帰属）

1 私は、前条に定める秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとする。

2 私が秘密情報の創出、取得または発見に関与した場合には、直ちに貴社に報告するものとする。

3 秘密情報について、私がその形成または創出に関与した場合であっても、当該情報は貴社の業務上作成されたものであり、その帰属がすべて貴社にあることを確認する。

4 私は、当該秘密情報に関して私に帰属する一切の権利を貴社に譲渡し、自己に権利が帰属する旨の主張を行わない。

第3条（退職後の秘密保持）

私は、貴社を退職した後においても、秘密情報を開示、漏洩または使用しないことを約束する。

第4条（損害賠償）

私は、本契約に違反し、秘密情報を開示、漏洩または使用したことにより貴社に損害を与えた場合には、法的責任を負担し、貴社が被った一切の損害を賠償するものとする。

第5条（目的外利用の禁止）

私は、秘密情報を貴社の業務遂行以外の目的で使用しないものとする。

第6条（返還・削除義務）

私は、退職時または貴社から要求があった場合には、秘密情報を含む書類、媒体および電子データを速やかに返還または消去するものとする。

第7条（秘密情報の例外）

次の各号に該当する情報は、本契約に基づく秘密情報に該当しないものとする。1 既に公知となっている情報 2 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

第8条（契約の存続）

本契約は、私の退職後においても、第3条から第7条までの規定については有効に存続するものとする。

第9条（管轄）

本契約に関して生じた紛争については、貴社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、署名押印のうえ貴社がこれを保管する。

令和____年____月____日

住所_____

氏名_____ (印)